

川内地区・平佐西地区の浸水被害に関する検討会規約

(名称)

第1条 本会は「川内地区・平佐西地区の浸水被害に関する検討会」(以下、「検討会」という)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、令和3年7月10日に発生した川内地区・平佐西地区の浸水被害における国土交通省、鹿児島県及び、薩摩川内市が作成する調査報告に対する課題や改善策について検討することを目的とする。

(検討内容)

第3条 検討会の検討内容は、次のとおりとする。

- (1) 川内地区・平佐西地区で発生した浸水被害における浸水状況や施設の操作状況の調査報告に対する課題の抽出・改善策の検討
- (2) 情報連絡体制や提供方法等についての課題の抽出・改善策の検討
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 検討会は別紙に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第5条 検討会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。

(検討会の開催)

第6条 検討会は、委員長が招集し、開催する。

- 2 検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。ただし、委員長が認めたときはこの限りでない。
- 3 検討会は、目的を達成するために必要があると認めるときには、検討会に委員以外の出席を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、事務局が作成する報告書のとりまとめまでとする。

(事務局)

第8条 事務局は、国土交通省川内川河川事務所に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めがない事項は、検討会において定める。

附則

(施行期日) この規約は、令和3年9月19日から施行する。

川内地区・平佐西地区の浸水被害に関する検討会
委 員 名 簿

鹿児島大学 農学部 教授	地頭菌 隆
北九州市立大学 国際環境工学部 教授	井上 浩一
鹿児島大学学術研究院理工学域工学系 准教授	齋田 倫範
薩摩川内市気象アドバイザー	今村 聡
川内地区コミュニティ協議会会長	今塩屋 裕一
平佐西地区コミュニティ協議会会長	宮野 帯刀

(敬称略)

関係機関

国土交通省 川内川河川事務所

鹿児島県

薩摩川内市